

要員認証機関の認定の手順

JAB PN200:2020

第 11 版：2020 年 4 月 1 日
第 1 版：2007 年 3 月 19 日

公益財団法人日本適合性認定協会

目 次

	ページ
1. 適用範囲	3
2. 関係文書 (Related documents)	3
2.1 引用文書 (Normative documents)	3
2.2 一般認定基準	3
2.3 認定の規則	3
2.4 関連文書 (References)	4
3. 用語の定義	4
3.1 認定範囲	4
3.2 認定周期	4
4. 全般	5
4.2 認定の申請	5
6. 審査の実施における共通事項	5
6.6 認証活動への立会の実施方法	5
9. 認定の維持	5
9.2 サーベイランス審査	5
10. 認定の拡大	5
10.2 拡大審査	5
16. 認定の一時停止及び取消し	5
付表 1 認定サブスキーム及び認定分野	7
附属書 A－国外認定の手順	9
附属書 B－審査立会にかかわる要請	12

要員認証機関の認定の手順

1. 適用範囲

この文書は、公益財団法人日本適合性認定協会が JAB200 に従って行う要員認証機関（以下、機関という。）の認定活動に適用する。4.以降の箇条番号は、JAB200 の箇条番号と合わせており、箇条番号は必ずしも連続していないことに注意が必要である。

2. 関係文書 (Related documents)

この項に掲げる文書のうちで、西暦年を付記してあるものは、記載の年の版を適用し、その後の改正版（追補を含む）は適用しない。また、西暦年の付記のない文書は、その最新版（追補を含む）を適用する。

国際規格については、当該規格を基に技術的内容及び構成を変更することなく作成された日本産業規格（以下、JIS という。）が発行された時点で、同 JIS に読み替える。なお、本協会の文書の最新版は、本協会ウェブサイト（www.jab.or.jp）で閲覧及びダウンロード可能である。

2.1 引用文書 (Normative documents)

次に掲げる文書は、この手順に引用されることによって、この手順の規定の一部を構成する。

JIS Q 9000:2015 (ISO 9000:2015)	品質マネジメントシステム－基本及び用語
JIS Q 17000:2005 (ISO/IEC 17000:2004)	適合性評価－用語及び一般原則
JIS Q 17011:2018 (ISO/IEC 17011:2017)	適合性評価－適合性評価機関の認定を行う機関に対する一般要求事項
JAB 200	認定マニュアル
JAB N420	認定証管理規則
JAB SG200	認定に関する異議申立て及び苦情対応規定

2.2 一般認定基準

次に掲げる文書は、要員認証機関に対する認定の一般基準及び指針として認定審査及び関連する認定活動に適用する。

JIS Q 17024:2012 (ISO/IEC 17024:2012)	適合性評価－要員の認証を実施する機関に対する一般要求事項
---------------------------------------	------------------------------

2.3 認定の規則

次に掲げる文書は、認定の規則として認定審査及び関連する認定活動に適用する。

JAB N401	認定に関する料金規定
JAB N410	認定シンボル使用規則

2.4 関連文書 (References)

次に掲げる文書は、本協会の認定活動が他の IAF MLA メンバーの活動と同等の認定審査の一貫性を確保する目的のために、適用する。

IAF MD4	IAF Mandatory Document for the use of Information and Communication Technology (ICT) for Auditing/Assessment Purposes (認証審査／認定審査を目的とした 情報通信技術 (ICT) の利用に関する IAF 基準文書)
IAF MD7	IAF Mandatory Document for Harmonization of Sanctions to be applied to Conformity Assessment Bodies (クロスフロンティア認定のための認証活動の審査に関する IAF 基準文書)
IAF MD12	Accreditation Assessment of Conformity Assessment Bodies with Activities in Multiple Countries (複数の国で活動する適合性評価機関の 認定審査に関する IAF 基準文書)
IAF/ILAC A5	IAF/ILAC Multi-Lateral Mutual Recognition Arrangements (Arrangements):Application of ISO/IEC 17011:2004

備考：IAF ウェブサイト (www.iaf.nu) で閲覧及びダウンロード可能。

3. 用語の定義

この文書で用いる主な用語の定義は、2.2 に示す該当の認定基準、JAB200、JIS Q 9000、JIS Q 17000 及び JIS Q 17011 によるほか、次による。また、JAB200 及び JIS Q 17011 において「適合性評価活動」とある文言は「認証活動」と読み替える。

備考：この項における用語の分類及び定義は、認定審査を対象としており、認定審査以外の第三者審査（機関による審査）又は監査（顧客監査、内部監査）で適用されることを要求又は推奨する意図はない。

3.1 認定範囲

要員認証機関の認定範囲（認定サブスキーム及び認定分野）は付表 1 による。

3.2 認定周期

初回認定授与後の有効期限は、4 年後の、初回認定授与の決定日と同じ月日を含む月の末日までとする。

再審査後に認定周期の更新が決定された場合の次の認定周期は、前の認定の有効期限の翌日から始まり、前の認定の有効期限の 4 年後の同月末日までとする。

4. 全般

4.2 認定の申請

4.2.1 認定の申請の条件は、JAB200 4.2.1 のほか、次のとおりである。

- a) ISO/IEC 17024 に関する機関のマネジメントシステムの全体の構築を終えていること。
- b) 内部監査及びマネジメントレビューを含む文書化された機関のマネジメントシステムの全体を 1 回以上運用した実績があること、又は事務所審査の開始までにこの条件を満たすこと。

6. 審査の実施における共通事項

6.6 認証活動への立会いの実施方法

6.6.1 認証活動の全過程及びそれに関連する活動には、要員試験、認証プロセス評価、品質システムすべてを含む。なお、機関が、訓練課程の承認を行う場合には、当該訓練課程への立会いも含むことがある。

6.6.2 初回審査においては、機関が実施する、各認証スキームのための評価又は判定を行う会議体での審議への立会い及び／又は評価者／判定者への面談を行う。また、認定審査チームは、申請機関の組織構造に応じ、公平性の確保に関する会議体及び／又は認証スキームの開発・維持に関する会議体での審議への立会い及び／又は当該会議体の要員への面談を行うことがある。

9. 認定の維持

9.2 サーベイランス審査

初回認定周期における第 1 回サーベイランス実施時期は、JAB 200 9.2.1 による。第 2 回サーベイランス事務所審査は、初回認定後、26 か月後の月に実施する。第 1 回更新後以降の認定周期における第 1 回及び第 2 回サーベイランス事務所審査は、原則として更新後、それぞれ 10 か月、26 か月後の月に実施する。

10. 認定の拡大

10.2 拡大審査

10.2.2 技術分野（認定分野）を追加する場合、文書レビュー、事務所審査及び認証活動への立会いを行う。また、機関が実施する、各認証スキームのための評価又は判定を行う会議体での審議への立会い及び／又は評価者／判定者への面談を行う場合がある。

10.6 認定の一時停止及び取消し

スキームオーナーが認証機関ではない認証スキームにおいて、当該スキームオーナーが認証機関を承認する制度を持っている場合、認定された機関がスキームオーナーによって当該承認の一時停止、取消し又は承認範囲の縮小が決定された場合、本協会は、その決定に応じて認定の一時停止、取消し又は認定範囲の縮小の検討を開始する。

附則

第 11 版は、2020 年 4 月 1 日以降に申請を受理又は審査開始の通知を行った認定審査に適用する。

付表 1 認定サブスキーム及び認定分野

認定基準	認定サブスキーム	認定分野	要員認証に適用する規格
JIS Q 17024 (ISO/IEC 17024)	溶接技術者・技能者	溶接管理技術者	JIS Z 3410:2013 (ISO 14731:2006)
		溶接技能者	JIS Z 3801 JIS Z 3805 JIS Z 3821 JIS Z 3831 JIS Z 3841 JIS Z 3891
		溶接士	1. 火力設備 溶接士技能の認証(*1) 2. 原子力施設 溶接士技能(溶接施工法含む)の 認証 (*2)
	マネジメントシステム審査員	品質マネジメントシステム審査員(*2)	JIS Q 19011 (ISO 19011) JIS Q 17021-3 (ISO/IEC 17021-3)
		環境マネジメントシステム審査員(*3)	JIS Q 19011 (ISO 19011) JIS Q 17021-2 (ISO/IEC 17021-2)
		情報セキュリティマネジメントシステム審査員(*4)	JIS Q 19011 (ISO 19011) JIS Q 27006 (ISO/IEC 27006)
		食品安全マネジメントシステム審査員(*5)	JIS Q 19011 (ISO 19011) ISO/TS 22003
		労働安全衛生マネジメントシステム審査員(*6)	JIS Q 19011 (ISO 19011) JIS Q 17021-10 (ISO/IEC TS 17021-10)
		その他(*7)	—
	その他(*7)	—	—

*1：以下が、溶接士の認証規格：電気工作物の溶接部に関する民間製品認証規格(火力)(TNS-S3101-2017) *1

*2：以下の区分を含む再処理施設、加工施設の溶接士技能の認証を含む。。

- 試験研究用原子炉施設の溶接士技能の認証
- 使用済燃料貯蔵施設の溶接士技能の認証
- 特定廃棄物管理施設の溶接士技能の認証
- 特定廃棄物埋設施設の溶接士技能の認証
- 使用施設の溶接士技能の認証
- 実用発電用原子炉施設の溶接士技能の認証(*3)

*3：認証規格)：日本機械学会「発電用原子力規格溶接規格(JSME S NB1-2007 又は2012(2013 追補含む)」に「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈」の適用要件を付した事項

*4：JIS Q 9001 (ISO 9001) 品質マネジメントシステムの審査を行う審査員

*5：JIS Q 14001 (ISO 14001) 環境マネジメントシステムの審査を行う審査員

*6：JIS Q 27001 (ISO/IEC 27001) 情報セキュリティマネジメントシステムの審査を行う審査員

*7：ISO 22000 食品安全マネジメントシステムの審査を行う審査員

*8：JIS Q 45001 (ISO 45001) 労働安全衛生マネジメントシステムの審査を行う審査員

*9：この手順の 4.3 を参照

附属書 A－国外認定の手順

この附属書は、本協会が、日本国以外の国又は経済圏（以下、外国という。）で認証活動を行っている機関を認定する手順を規定したものであり、JAB PN200本文を補足するものである。この附属書に規定のない事項は、JAB PN200本文に従う。

A 1．外国で認証活動を行っている機関の認定申請

A1.1 申請条件

外国で認証活動を行っている機関の認定申請は、JAB PN200 の 4.2 に規定する申請条件に加えて次の事項を申請条件とする。

A1.1.1 事業所の特定

機関は、所在地や機関との関係に関わらず、外国で主要な活動を行う事業所（以下、クリティカルロケーションという。）及びその他の事業所を特定する。

A1.1.2 認証活動の管理

機関は、外国にある事業所又は遠隔地要員が行うすべての活動を管理するための取り決めをもち、当該活動を管理しなければならない。

A1.1.3 申請時に必要な機関の情報

機関は、申請書類に加えて次の情報を本協会に書面にて提供しなければならない。

- a) 本協会の認定シンボル付き認証文書を、機関の事業所又はそれ以外の事業所から直接発行しようとしている外国；及び
- b) 親組織である機関との関係にかかわらず、地元の事業所を拠点にして機関が本協会の認定に係る認証活動を行おうとしている外国
- c) 認証活動を行う遠隔地要員を有している外国
- d) A1.1.1 に基づき、特定した事業所
- e) A1.1.2 に基づく文書化された手順

A1.2 認定申請書類提供時の面談

本協会は、機関が属する外国に、機関が認定を希望する認定範囲をカバーする IAF 認定機関がある場合には、次の情報の提供又は提案を行う：

- a) 機関が、地元の IAF 認定機関を知っているか、及び地元の認定機関に認定されているかを確認する；及び
- b) 地元の IAF 認定機関が認定を行う方が経済的に有利である可能性のあることを提案する

A1.3 申請の受理

本協会は、機関が属する外国に、機関が認定を希望する認定範囲をカバーする IAF

認定機関がある場合には、機関と A1.3.1 又は A1.3.2 に規定する調整及び必要な機関との取決めに関する合意を得た後、申請を受理する。

A1.3.1 機関が、本協会のみ認定を希望する場合：

- a) 地元の IAF 認定機関に、当該申請を受理することを知らせ、状況を説明することについて機関の許可を求める；
- b) 可能な場合、地元の IAF 認定機関が提供する認定審査チーム要員を利用することを機関に知らせる；及び
- c) 機関が、地元の IAF 認定機関の長期的な関与について関心がある場合は、地元の IAF 認定機関との合同審査を提案する。

A1.3.2 機関が、本協会及び地元の IAF 認定機関の両方の認定を希望する場合：

- a) 認定業務によって得た情報を、地元の IAF 認定機関と共有することについて、機関から書面による許可を得る；及び
- b) 機関に対する認定審査プログラムを計画する際には、地元の IAF 認定機関の審査結果を考慮することを機関に知らせる。

A1.3.3 地元の IAF 認定機関への認定の移転

A1.3.1 及び A1.3.2 に規定する調整及び取決めの目的は、将来、合理的な期間内において、当該機関の合意の下に、地元の IAF 認定機関への認定の移転をすることであることを機関に知らせる

A 2. 機関における重要な変更の通知

外国で認証活動を行っている機関は、A1.1.3 に規定する情報に変更がある場合には、JAB200 の 5.7 に準じて、当該変更を遅滞なく本協会に通知しなければならない。

A 3. 認定審査

本協会は、認定を申請する、又は認定された機関の外国における認証活動の認定審査は、JAB PN200 の各項の外、A3.1 から A3.5 の規定に基づいて行う。

A3.1 初回審査

初回審査においては、すべてのクリティカルロケーションを認定審査の対象とし、サンプリングは行わない。

なお、必要に応じ、クリティカルロケーションにあたらぬその他の事業所をサンプリングで審査する。

A3.2 サーベイランス及び再審査

すべてのクリティカルロケーションは認定周期で少なくとも一回、審査する。その他の事業所は、代表数を一定の時間枠で審査する。

A3.3 新規の事業所の承認

機関が、認定範囲に含まれる事業所の拡大を希望する場合、A3.1 に準じて審査を行う。クリティカルロケーションの場合、認定の要求事項を満たすように設立されていることを本協会が承認した後に、当該クリティカルロケーションから直接又はクリティカルロケーションの管理下で実施された認証活動の結果に基づき、認定された認証文書を発行することができる。

A3.4 クリティカルロケーションの審査

本協会は、A3.3 に規定する承認の可否に資するため、当該クリティカルロケーションが、認定要求事項を満たしていることを、A 4 に従い審査する。

A3.5 事業所の活動に係る経営管理の審査

本協会は、クリティカルロケーションの直接的な審査に加えて、機関の本部又は主たる事務所において、当該本部が、当該外国の事業所の活動について行う経営管理の有効性を審査する。

A 4 . 外国の IAF 認定機関との認定審査に係る協力

本協会は、外国のクリティカルロケーションの認定審査に係り現地の IAF 認定機関との協力を行う。

A4.1 該当機関、又はそのクリティカルロケーションが、地元の IAF 認定機関の認定を受けていないか、又はその認定審査中である場合は、本協会は、地元の IAF 認定機関と次のような協力を行う。

- a) 地元の IAF 認定機関との正式な下請負契約による認定業務の一部委託
- b) 地元の IAF 認定機関の審査要員が、本協会の認定審査にチームメンバーとして参加するよう要請

A4.2 チームメンバーとして、地元の IAF 認定機関の審査要員を使用する場合は、JAB200 の 6.1 の規定に従う。

A 5 . IAF 認定機関間のコミュニケーション及び協定

本協会は、国外認定を効果的に実施するために外国の IAF 認定機関との頻繁かつ良好なコミュニケーションを図るとともに必要な協定を締結するように努める。

附属書 B－審査立会にかかわる要請

この附属書は、本協会が認証機関（以下、「CB」という。）の審査立会を実施することにかかわり、認定を申請する又は認定された CB に対する要請事項を規定したものであり、JAB 200 本文を補足するものである。この附属書に規定のない事項は、JAB 200 本文に従う。

B1. CB は、本協会に対し、四半期に一度、実地審査予定を提示する。また必要に応じて、最新の情報を提供する。

改 定 履 歴（公開文書用）

版 番号	改 定 内 容 概 略	発 行 日	文 書 責 任 者	承 認 者
1	新規発行	2007.03.19	要員PM	要員技術 委員会
	(中略)			
11	JAB200 制定に伴う改定	2020.04.01	マネー ジャー (要員)	技術部長

公益財団法人日本適合性認定協会
〒108-0014 東京都港区芝 4 丁目 2 番 3 号
NMF 芝ビル 2F
Tel.03-6823-5700 Fax.03-03-5439

本協会に無断で記載内容を引用、転載及び複製することを固くお断りいたします。